倉吉市上下水道局告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３の２第４項の規定により準用する同法第25条の３第１項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第３号）第９条の規定により告示する。

令和８年10月14日

倉吉市長　広田 一恭

１　指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者

指定番号　倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第163号

所在地　　鳥取県米子市車尾六丁目７番16号

名　称　　シバタ設備 株式会社

代表者　　代表取締役　柴田 泰一郎

２　更新した日

令和８年10月14日

３　更新後の指定の有効期限

令和13年10月13日まで